

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 最終的な調整結果

整理番号	52	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	52)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムと連携する欠格照会システムの構築によりオンラインでの照会を可能とすること

提案団体

奈良県、福島県、栃木県

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、法務省、環境省

求める措置の具体的内容

環境省が構築する産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムに関して、都道府県知事、指定都市の長及び中核市の長への申請等の手続のうち、申請に限らず、審査についても、オンライン完結を可能とするため、当該システムと連携する欠格照会に係るシステムの構築を求める。

具体的な支障事例

当県では、産業廃棄物収集運搬業及び処分業に係る申請・届出を年間約 2,700 件受け付けている。審査における欠格照会では、公印を押した紙の照会文書を関係機関(市町村、検察庁等)に送付し、紙で回答を受け取っているが、回答までに1カ月程度を要することもある。

産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムについては令和6年度に構築される予定であるが、都道府県知事及び政令市長への申請等に係る手続のうち時間を要する欠格照会がオンライン化されないと、迅速な許可証の発行には繋がりにくいものとする。

欠格照会に関しては、産業廃棄物収集運搬業及び処分業に係る申請・届出に関する審査手続以外の行政手続に係る審査手続(宅地建物取引業の許可)においても行われており、これらの手続についても全般的に効率化が必要があると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者への許可証交付の迅速化が図られる。

また、許可申請書類及び変更届への添付が義務付けられている登記事項証明書や住民票の写し等についても、欠格照会のオンライン化が実現された場合には、申請者がこれらの書類を用意する必要がなくなるため、申請者の利便性の向上が期待される。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第5項第2号、同条第 10 項第2号、第 14 条の2第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、宮城県、神奈川県、川崎市、富山県、長野県、浜松市、名古屋市、滋賀県、寝屋川市、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、熊本市

○当県においては警察本部照会、検察庁照会、市区町村照会の合計が令和5年度で 20,000 件を超えており、欠格照会のオンライン化により申請者への許可証交付の迅速化が図られ、申請者の利便性の向上が期待できる。

○許可を出している自治体ごとに、警察、検察、自治体あて欠格照会を行っており、当市の場合は対象者ごとに、照会依頼を作成し各機関及び各自治体あてに郵送している（多い場合は月 40 件程度）。現在、添付されている住民票等の書類と照合し確認した上で、各照会依頼文作成から発送作業まで短期間で実施しており、多くの手間がかかっている。また、産廃収運業と産廃処分業をもつ同事業者で産廃収運が当該月の照会対象、その翌月が産廃処分の照会対象となった場合同様の照会事務を行うこととなり事務負担となっている。

○当県では、収集運搬業及び処分業に係る申請・届出に基づく欠格照会文書を年間 2,500 件程度送付しており、照会手続き等のオンライン化が必要と考える。

各府省からの第 1 次回答

【警察庁】

各都道府県警察においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 23 条の 3 の規定に基づき、都道府県知事等との間で法第 14 条第 5 項第 2 号の欠格事由に係る意見聴取及び意見陳述（以下「意見聴取等」という。）を文書により行っているところ、法には意見聴取等の方法について定めがないことから、現行規定においても意見聴取等のオンライン化（ここでいうオンライン化とは、意見聴取等に必要となる文書を電子メール等で送受信する方法を想定）は対応可能であると判断されるが、オンライン化については、当該システムを所管する省庁が検討するものと承知している。

他方、意見聴取等の対象となる暴力団情報については、極めて機微な個人情報であり、意見聴取等のオンライン化に当たっては、不正アクセスによる情報漏洩等を念頭に置いた情報セキュリティ対策に万全を期す必要があるため、意見聴取を行う都道府県等と意見陳述を行う都道府県警察との間で強固なセキュリティの担保が必要不可欠であると考ええる。

なお、意見聴取に当たっては、各都道府県警察において、警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務によって、暴力団員等該当事実の登録状況を確認した上で、当該登録内容が欠格事由に該当するかどうかについて、必要な補充調査を行うなどしていることから、オンライン化により、回答の迅速化が図られるとは限らないことに留意する必要がある。

【総務省】

住基ネットの利用により住民票記載の 4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）の取得も可能であるところ、地方公共団体における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可等の事務については、これらの 4 情報を取得することにより住民票の写しの添付を省略することが可能な場合もあることから、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用について通知を行う。

【法務省】

検察庁で取り扱う情報は、個人情報の中でも極めて機微性の高い要配慮個人情報（犯罪の経歴）であり、関係システムをオンプレミス環境に構築するなど厳格な情報セキュリティ対策を講じた上で運用を行っているところ、現在の検察庁のシステムにおいては、外部機関との間で犯歴情報の照会回答を行う機能を有しておらず、仮に、照会手続等について、API 連携等によりオンラインで行うこととする場合、対向するシステムについても、オンプレミス環境でのシステム構築や閉域の回線の利用といった同様の情報セキュリティ対策が講じられる必要があるため、システム間での直接の連携を行うことは困難であり、慎重な検討が必要である。

他方で、検察庁と市区町村との間での文書のやりとりを郵送に代えてオンラインで行うことを可能にし、その事務を合理化する方策としては、直接のシステム連携以外にも様々なものがあり得ると考えており、令和 8 年度に予定されている刑事手続の IT 化を見据えて、相互の事務の合理化のために引き続き幅広く検討してまいりたい。

【環境省】

暴力団情報や犯罪の経歴といった要配慮個人情報は極めて機微な個人情報であり、警察庁や検察庁で厳格に管理されているところ、当該情報を様々なシステムで取り扱うことは、情報漏洩等、セキュリティ上の脅威を高めることとなるため、適切ではない。また、照会を行う各自治体においても、情報漏洩等の絶無のため、徹底した不正照会防止対策や、高度なセキュリティ対策が施された端末・環境の整備が必要であり、欠格照会システムの構築及び連携は慎重な検討が必要である。なお、暴力団情報や犯罪歴については、環境省にて回答するもの

ではないことから、環境省がこれらの情報を保持することはない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、当県においては年間約 2,700 件の申請・届出を受け付けており、各申請・届出に対して役員の人数分の欠格照会を紙文書により実施している状況である。

犯歴等の要配慮個人情報については極めて機微な個人情報であり、オンラインでの運用は慎重な検討が必要であることは承知しているところ、紙文書での照会について、例えば、

(1) 現在環境省において検討されている産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システム上での欠格照会を可能とする

(2) 電子メール等での運用を可能とするため、様式への押印を廃止する

など、刑事手続きの IT 化の検討と併せて、欠格照会のオンライン化(紙文書の廃止)に係る検討を求める。(1) 及び(2)については、セキュリティの観点から、照会のみオンライン化し、機微性の高い情報を含む返答は紙文書で取り扱うなどの工夫も可能であると考えている。

なお、平成 18 年 3 月 15 日付け環廃産 060315004 通知「産業廃棄物処理業の許可を受けようとする法人、外国人、外国法人に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について」において、押印のある様式が示されているところ、本県においても基本的には当該様式に従って関係機関に対して照会を行っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【警察庁】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第 23 条の 3 の規定により、都道府県警察と都道府県知事等との間(以下「照会実施機関」という。)で意見聴取等が行われているところ、その具体的実施要領については、警察庁が発出している「産業廃棄物処理業等からの暴力団排除の推進について」(平成 26 年 5 月 16 日付け警察庁丁暴発第 232 号。以下「警察庁通達」という。)に基づき行われている。

照会のオンライン化に関しては、機微性の高い暴力団情報のやり取りであることから、照会実施機関で、一定以上のセキュリティが確保されるならば実施可能と判断されるが、具体的なセキュリティについては、それぞれの照会実施機関で構築されるシステムごとに判断する必要があると考えられる。

また、強固なセキュリティの構築が困難である場合には、都道府県知事等からの照会をオンラインで行い、都道府県警察からの回答を紙文書で行う運用についても今後検討していく必要があると考えられる。

なお、照会に必要な様式については、警察庁通達で押印のある様式の例を示しているところ、押印は法の要件ではないため、照会実施機関間の協議により省略することは可能であると考えられる。

いずれにせよ、警察庁においては、法の所管省庁と協議の上、照会のオンライン化が可能であると判断した場合は、都道府県警察に対して周知することになるが、その実現に向けた検討は、それぞれの照会実施機関において行われる必要がある。

【総務省】

各地方公共団体に対し、住基ネットの利用を徹底するよう令和 6 年度中に通知を行う。

【法務省】

第 1 次回答のとおり

【環境省】

犯歴の照会・回答のオンライン化やその方法については、情報セキュリティの脅威や対策を慎重に検討する必要がある。

また、廃掃法に基づく各種申請の際には、欠格照会等のために本籍地の表示のある住民票の写しの添付が必要なところ、本籍地の表示は本人確認情報(住民基本台帳法第 30 条の 6 第 1 項に規定する本人確認情報をい

う。)に含まれていないことから、紙ベースのやりとりを全て廃止することはできない。
なお、廃掃法に基づく欠格照会に係る様式については、現行の様式を用いた場合であっても、照会当事者間において押印を不要とすることを妨げるものではない。
また、令和5年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正により、本人確認情報を利用するなど
の方法により必要な情報が確認できる一定の場合には、添付書類の省略を可能とした。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【警察庁(4)】【法務省(9)(ii)】【環境省(5)(ii)】
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)
産業廃棄物処理業の許可(14条1項又は6項)及び特別管理産業廃棄物処理業の許可(14条の4第1項又は6項)における欠格要件該当性等の審査に必要な情報を地方公共団体が照会する方法については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。

- ・「産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について」(平18環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)に定める「別紙様式1」、「別紙様式2」及び「別紙様式3」については、公印の押印が不要であることを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。
- ・暴力団排除のための意見聴取等については、電子メールによる送受信が可能となるよう要件を整理することとし、公印の押印が不要であることを含め、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
- ・犯歴情報の照会については、刑事手続のデジタル化の一環としてオンライン化の検討を進め、令和8年度中を目途に一定の方向性を示す。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 最終的な調整結果

整理番号	198	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	198)			提案分野	10_運輸・交通

提案事項(事項名)

自転車の防犯登録番号の管理体制及び防犯登録制度の統一

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

警察庁

求める措置の具体的内容

自転車の防犯登録番号制度を一元化し、自治体における自転車管理における事務負担の軽減を求める。

具体的な支障事例

放置自転車対策として、当市では自転車法に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。撤去・保管した自転車については、防犯登録番号をもとに各都道府県警察に対して、所有者特定のための照会事務や、防犯登録の抹消の依頼(自転車法に基づき市に所有権が帰属した自転車の前所有者情報の抹消)等、各種事務を行っている。しかし、防犯登録番号は、各都道府県ごとに管理されているため、他県で登録された自転車がある場合、これらの事務が自治体にとって大きな負担となっている。

防犯登録番号の制度(有効期限、手続きできる機関等)が各都道府県で異なることで、他県の制度と誤解する可能性があるなど、所有者自身による管理が難しく、照会時点で既に有効期間が切れており、所有者へ連絡できない場合がある。

不具合が発生する具体的な事例としては、撤去車両の所有者照会をした際、防犯登録番号としては「該当なし」(所有者の更新手続き漏れと考えられる)である一方で、「盗難被害車両である」という回答を得る場合があり、盗難被害車両を市で保管しているにも関わらず、所有者に連絡をとることができない。

また、自転車が盗難被害に遭った際、防犯登録番号が各都道府県管理であることから、他県に乗り捨てされた場合には自転車発見が難しいだけでなく、そのまま第三者に処分されてしまう可能性があるなど、被害の解決に至らない場合がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・照会事務や抹消のための依頼事務の簡素化による行政事務が効率化され、所有者への早期連絡が可能となる。
- ・防犯登録番号管理を統一し、更新手続きを合理化することにより、所有者に対する更新の意識付けを行うことで、盗難被害車両を放置自転車として保管している旨、所有者に伝達できる可能性が高まる。
- ・盗難被害情報の全国網配置による早期解決や被害解消、防犯対策促進につながる。

根拠法令等

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第 12 条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、相模原市、高松市、福岡市、久留米市、大村市、熊本市

○当市の放置自転車の所有者照会においては、県内及び県外の防犯登録を一括で当市を管轄する警察署に照会し回答を得ている。そのため、ご提案の制度改正による当市の業務工数の省力化にはならないが、照会先の警察署の業務改善に繋がるものと思われる。

都道府県単位で防犯登録制度が運用されており、有効期限の扱いが異なるといったことがあるため、ユーザーに対して統一的な周知が図れず、ユーザーの制度に対する理解が定着しづらい課題がある。

各府省からの第 1 次回答

自転車の防犯登録制度は、平成5年の「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」（以下、「法」という。）の改正により、自転車の防犯登録が義務化された制度である。

法改正時の参議院の附帯決議では、「防犯登録は自転車商協同組合等現在の防犯登録の運営主体により継続実施を前提とすること」旨示されている。

こうしたことから、自転車防犯登録の実施主体は、法第 12 条第3項に基づき、都道府県公安委員会が指定することとされ、指定の基準等については、「自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則」に、「登録業務を行う者は一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない団体であること」と規定されている。

よって、自転車防犯登録は各指定団体がそれぞれの実施要領により、登録件数、予算等の規模に応じて個別に運営を行っているところである。

なお、自転車の防犯登録情報は、各都道府県警察が管理しているところ、令和6年度末までに全国統一のシステムとなる警察共通基盤システムによる自転車防犯登録情報等照会業務の運用を開始する予定であり、自転車防犯登録情報等の登録、照会等を効率的かつ確実に行えるよう検討中である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

①自転車防犯登録制度の扱いが各指定団体で異なることから、自転車所有者の制度理解が定着しづらく、登録漏れや有効期限満了による登録情報の自動抹消に利用者が気付けない場合がある。盗難被害や放置自転車の撤去が生じた際、登録の抹消により所有者へ連絡ができない場合があることから、防犯登録の実施要領を全国で統一することを検討いただきたい。

②自転車防犯登録制度に係る各自治体から警察署への依頼は、自転車防犯登録情報の照会以外にも、車両の適正な処分を目的とした防犯登録情報の抹消の依頼や被害情報の把握のための被害届の受理確認などがあり、各自治体と警察署双方の負担となっているため、迅速な対応に向けて、警察共通基盤システムによる照会業務に防犯登録情報抹消の受付や盗難被害情報の把握のための被害届の受理確認を含むことを検討いただきたい。さらに、各警察署において所轄の都道府県を超えた被害が生じている場合、届出の有無を把握できないという実態もあるため、全国的に被害届出の受理を把握できるような制度もあわせて確立していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

①自転車の防犯登録制度は、昭和 33 年に自転車税・自転車鑑札制度が廃止されたことを受け、各都道府県の

自転車商組合等が主体となって開始された民間主導の制度であるところ、平成5年の「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」(以下「法」という。)の改正により、自転車の防犯登録が義務化されたものである。

法改正時の参議院の附帯決議では、「防犯登録は自転車商協同組合等現在の防犯登録の運営主体により継続実施を前提とすること」旨示されている。

こうしたことから、自転車防犯登録の実施主体は、法第12条第3項に基づき、都道府県公安委員会が指定することとされているものの、自転車防犯登録は民間の各指定団体がそれぞれの実施要領により、登録件数、予算等の規模に応じて個別に運営を行っているところであり、各都道府県公安委員会(警察)は具体的な運営方法に関与していない。

全国統一の実施要領とした場合、自転車防犯登録の有効期間の変更に伴う各指定団体や利用者の混乱も予想されるほか、自転車防犯登録の手数料が全国で統一されることで、各指定団体によっては自転車防犯登録業務の継続が困難となり、自転車の盗難の防止と被害回復が達せられないおそれがある。

なお、自転車防犯登録情報等の登録、照会等については、全国統一のシステムとなる警察共通基盤システムによる運用を開始しており、同システムを使用した自転車防犯登録情報等照会業務を効率的かつ確実に行えるよう検討中である。

②都道府県警察は、法第6条第6項の規定に基づき、市町村から、撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとされている。

これは、市町村から、撤去した自転車等を返還するために当該自転車等に係る盗難・遺失の届出の有無、防犯登録上の所有者の氏名等についての照会があった場合に、速やかに必要な協力をすべきことを想定するものと解されている。

よって、被害届の受理確認は、法第6条第6項の規定に基づく必要な措置であるほか、警察共通基盤システムでも確認が可能であることから、照会業務に含むことを検討する。

また、自転車防犯登録情報の抹消(削除)は、警察共通基盤システムに自転車防犯登録情報を登録した都道府県警察でのみ可能であることから、照会業務に係る都道府県警察の実情等を踏まえて、検討を進めていく。

なお、他の都道府県の盗品自転車を警察官が把握することは現時点でも可能である。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【警察庁】

(5)自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭55法87)

市区町村が条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する各都道府県警察への資料の提供依頼(6条6項)等については、市区町村の事務負担を軽減するため、一の都道府県警察への依頼により完結するよう、以下のとおりとする。

・警察共通基盤システムを用いた自転車防犯登録情報等照会業務については、令和6年度中に対象範囲を全国に拡大する。

・盗難被害の届出状況の照会及び自転車防犯登録の抹消依頼の受付については、警察共通基盤システムによる対応を可能とすることについて、都道府県警察等に対する調査の結果を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 最終的な調整結果

整理番号	286	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	286)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

在留カードの再交付手続の簡素化

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

警察庁、法務省

求める措置の具体的内容

在留カード再交付時の「在留カードの所持を失ったことを証する資料」の添付を不要とするよう、出入国管理及び難民認定法施行規則を改正すること
添付省略が不可能なのであれば、遺失届受理番号で足りるようにするなど、手続の簡素化に向けて出入国在留管理庁(全庁)の取扱いを統一すること

具体的な支障事例

在留カードの再交付手続の簡略化
出入国在留管理庁長官が、本邦に在留する外国人中長期在留者に交付する「在留カード」に関しては、当該カードを紛失等した場合の措置について、「在留カードの所持を失ったことを証する資料1通」を添付して再交付申請するよう規定されている(出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の11第1項)。
この「在留カードの所持を失ったことを証する資料」(本県では原則として警察署長名の遺失届出証明を作成している。)を作成する際、紛失者に記入させる、内容の説明をするなどの必要があるが、日本語をあまり理解していない外国人の対応をすることが多く、説明等に多くの時間を要し(40分～60分/1回)紛失者側と警察側の双方に負担となっている。
在留カードの再交付に関する遺失届出証明書の発行数:656件(令和5年1月～12月)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県ホームページにおいて住民・事業者から意見を募集したところ、「遺失届出証明は遺失届を受理したことを証明するものでしかなく、遺失届には所持を失ったことを証明する能力はない。(例えば、遺失日時等が不明でも受理される。)さらに、遺失届をした警察署に出頭して申請する必要があるため、遠方で遺失し地元署に届け出をした場合、交付を受けるのは困難である。」旨の要望が寄せられた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により県民及び行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第19条の12
出入国管理及び難民認定法施行規則第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、高知県、福岡市、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

在留カードの紛失による再交付の申請においては、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の11第1項により規定される「在留カードの所持を失ったことを証する資料」として、遺失届出証明書等の提出を求めており、在留カードの紛失を前提とする手続である以上、紛失したことを確認する必要があるため、同施行規則を改正することは困難である。

他の身分証明書の再発行手続において、遺失届出証明書を求めず遺失届出の受理番号を用いて再発行手続を行う例も踏まえ、「在留カードの所持を失ったことを証する資料」を遺失届出受理番号で足りるようにする等の手続の簡素化については、実現可能性を含めて関係機関とともに検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「在留カードの所持を失ったことを証する資料」を遺失届出受理番号で足りるようにする等の手続の簡素化について、検討を進めていただけたとのこと、感謝申し上げます。

遺失届出証明書は遺失届を受理したことを証明する届出証明であり、所持を失った事実を証明するものではない。このことに照らせば、遺失届出証明書を遺失届出の受理番号に代える不都合はないと考えられるところであり、提案の実現に向けて検討いただきたい。

また、提案のスケジュール感及び実現可能性について懸念される事項があれば、ご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

在留カードの紛失による再交付の申請手続の簡素化に係る支障等については、現在調査中であり、早期に結論が得られるよう引き続き関係機関とともに検討を進めてまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【警察庁(2)】【法務省(5)(i)】

出入国管理及び難民認定法(昭26令319)

在留カードの紛失等による再交付の申請(19条の12第1項)については、申請者及び都道府県の事務負担を軽減するため、在留カードの所持を失ったことの確認に当たって、警察の発行する遺失届出証明書等の提出を不要とすることの可否について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。